

議案第76号

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

墨田区福祉作業所条例（平成15年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表すみだ厚生会館の項を削る。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

施設の老朽化等によりすみだ厚生会館を廃止する必要がある。